茨城県専任教員養成講習会運営会議設置要項

(目的)

第1条 茨城県専任教員養成講習会実施要綱第17条第2項の規定に基づき、茨城県専任教員養成講習会運営会議(以下「運営会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 茨城県看護協会の代表者
 - (3) 看護師等養成所の職員
 - (4) 茨城県保健医療部医療局医療人材課長
 - (5) 茨城県立医療大学地域・社会貢献研究センター長
 - (6) 茨城県立医療大学専任教員養成講習会統括者
 - (7) その他茨城県立医療大学長(以下「学長」という。)が必要と認めた者
- 2 運営会議に運営委員長を置き、前項第5号に掲げる者をもって充てる。
- 3 運営委員長は、運営会議を統括する。

(任期)

第2条の2 前条第1項第1号、第3号及び第7号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 運営会議に議長を置き、運営委員長をもって充てる。

(所掌事務)

- 第4条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 講習会の企画に関する事項
 - (2) 講習会の運営に関する事項
 - (3) 講習会の評価に関する事項
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

(運営)

- 第5条 運営会議は、議長が招集する。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 運営会議に関する事務は、茨城県立医療大学事務局教務課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

- この要項は、平成25年6月19日から施行する。 付 則
- この要項は、平成29年9月6日から施行する。 付 則
- この要項は、平成30年8月8日から施行する。 付 則
- この要項は、令和3年4月1日から施行する。 付 則
- この要項は、令和4年4月1日から施行する。